

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月18日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-105	平成26年3月13日	京都市山科区勸修寺堂田13番地16から13番地20まで、15番地1、42番地1、48番地3から48番地6、58番地4、58番地7、58番地8、60番地3、61番地9、61番地10、85番地、86番地、88番地、91番地、93番地、94番地、96番地、100番地、104番地、105番地、148番地、164番地、165番地、169番地、170番地、172番地、174番地、176番地、182番地から184番地まで、195番地、197番地、198番地、202番地、204番地、208番地、215番地及び217番地、同区勸修寺西金ヶ崎23番地6、23番地8、26番地1、26番地5、29番地3、29番地5、100番地46、104番地12、104番地16、104番地20、104番地23、118番地、140番地、142番地及び145番地並びに同区勸修寺柴山8番地

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)